

九州電力（株）玄海発電所 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>（内部溢水発生時の体制の整備） 第17条の2 防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3 防災課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>（内部溢水発生時の体制の整備（3号炉）） 第17条の2 3号炉について、防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従って実施する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育および訓練の実施に関すること (3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>（内部溢水発生時の体制の整備） 第18条の2 3号炉および4号炉について、安全・防災室長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等および自然災害発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2. 各課（室）長（当直課長を除く。）は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 各課（室）長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。安全・防災室長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 3号炉および4号炉について、各課（室）長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p><u>下記の通り他社との差異についてカテゴリ分けをする。</u></p> <p><u>①TS-10 との紐づけ</u> <u>②個別の TS で説明</u> <u>③その他</u></p> <p><u>（内部溢水発生時の体制の整備）</u> <u>第17条の2</u> <u>〔7号炉〕</u> <u>技術計画GMは、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害及び有毒ガス対応に係る実施基準」に従って実施する。</u> <u>（1）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u> <u>（2）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u> <u>（3）内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p><u>2. 各GMは、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p><u>3. 各GMは、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、技術計画GMに報告する。技術計画GMは、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>4. 当直長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1：内部溢水発生時に行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）</u></p>	<p>③その他（業務所掌の相違）</p> <p>コメント No. 21 ②体制の整備についてTS-46(資機材一覧表の相違(資機材リスト上、溢水の資機材なし))</p> <p>③その他（現行保安規定第17条3項の記載を踏襲）</p>

九州電力（株）玄海発電所 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p><b>内部溢水</b></p> <p>2 内部溢水 防災課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2.1 要員の配置 (1) 防災課長は、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第119条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 (1) 防災課長は、関係所員に対して、内部溢水全般（評価内容、溢水経路、防護すべき設備、水密扉、堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 防災課長は、関係所員に対して、火災が発生した場合の初期消火及び放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。また、専属自衛消防隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを定期的に確認する。 (3) 発電第二課長は、運転員に対して、内部溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 (1) 防災課長及び保修第二課長は、内部溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2.4 手順書の整備 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを規定文書に定める。</p> <p>ア 内部溢水発生時の措置 発電第二課当直課長は、配管の想定破損による溢水が発生した場合及び基準地震動による地震力により耐震B、Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>イ 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置 土木建築課長は、水密区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合の措置を行う。</p>	<p><b>内部溢水</b></p> <p>2 内部溢水 防災課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。 また、各課長は、計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2.1 要員の配置 所長は、内部溢水の発生により原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第130条および第131条に基づき実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>2.4 手順書の整備 (1) 各課長は、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。</p> <p>a. 想定破損に係る減肉管理 機械計画第一課長および機械計画第二課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p>	<p><b>内部溢水</b></p> <p>2 内部溢水 安全・防災室長は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課（室）長は、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>2.1 要員の配置 所長は、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第126条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2.2 教育訓練の実施 (1) 安全・防災室長は、全所員に対して、溢水全般（評価内容ならびに溢水経路、防護すべき設備、水密扉および堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 安全・防災室長は、全所員に対して、火災が発生した場合の初期消火活動および自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。 (3) 発電室長は、運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課（室）長は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2.4 手順書の整備 (1) 各課（室）長（当直課長を除く。）は、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内標準に定める。</p> <p>a. 溢水発生時の措置に関する手順 当直課長は、配管の想定破損による溢水、スプリンクラーからの放水による溢水、地震による溢水およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>b. 消火水放水時における注意喚起 安全・防災室長は、機能喪失高さが低い防護すべき設備が消火水の放水による溢水により機能喪失することのないよう、消火水放水時の注意事項を現場に表示する。</p>	<p>下記の通り他社との差異についてカテゴリ分けをする。</p> <p>①TS-10との紐づけ ②個別のTSで説明 ③その他</p> <p><b>内部溢水</b></p> <p>2. 内部溢水 <u>技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2.1項から2.4項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、各GMは、計画に基づき、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</u></p> <p>2.1 要員の配置 <u>防災安全GMは、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第108条に定める必要な要員を配置する。</u></p> <p>2.2 教育訓練の実施 <u>技術計画GMは、溢水発生時の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</u> <u>(1) 全所員に対して、溢水全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）の運用管理に関する教育訓練を実施する。</u> <u>(2) 運転員に対して、溢水発生時の運転操作等に関する教育訓練を実施する。</u></p> <p>2.3 資機材の配備 <u>各GMは、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</u></p> <p>2.4 手順書の整備 <u>(1) 発電GM及び技術計画GMは、溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することをマニュアルに定める。</u></p> <p>ア. 溢水発生時の措置に関する手順 <u>(ア) 当直長は、想定破損による溢水、消火水の放水による溢水、地震起因による溢水及びその他の要因による溢水が発生した場合の措置を行う。</u> <u>(イ) 当直長は、燃料プール冷却浄化系やサブプレッションプール浄化系が機能喪失した場合、残留熱除去系による使用済燃料プールの注水及び冷却の措置を行う。</u></p>	<p>③その他（業務所掌の相違） <del>③その他（条文構成の相違）</del> コメント No. 21 の反映に伴う項番号の修正</p> <p>③その他（業務所掌の相違）</p> <p>③その他（業務所掌の相違）</p> <p>①P366（「1.3(1)火災防護教育」として実施）</p> <p>コメント No. 21 ②体制の整備についてTS-46(資機材一覧表の相違(資機材リスト上、溢水の資機材なし))</p> <p>③その他（業務所掌の相違） コメント No. 21 の反映に伴う項番号の修正</p> <p>コメント No. 22 ①P371-P372（運用の相違） ③その他（設置許可に記載なし）</p>



九州電力(株) 玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株) 伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株) 大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
<p>ウ 運転時間実績管理 技術第二課長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい)により低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>エ 水密扉の閉止状態の管理 発電第二課当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各第二課(室、センター)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>オ 内部漏水発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、原子炉施設に内部漏水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ 保守管理、点検 (7) 保守第二課長及び発電第二課長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水による防護すべき設備の安全機能への影響の有無を確認するために、放水後に適切な点検を行う。 (4) 保守第二課長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された</p>	<p>b. 運転時間管理に関する手順 防災課長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により低エネルギー配管としている設備についての運転時間管理を行う。</p> <p>c. 水密扉の閉止状態の管理に関する手順 当直長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各課長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>d. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 各課長は、設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>e. 消火水放水時における注意喚起に関する手順 防災課長は、建屋内において水消火を行う場合、水消火による被水の影響を最小限にするため、防護対象設備に対し不要な放水を行わないことについて注意喚起を行う。</p> <p>f. 内部漏水発生時の措置に関する手順 当直長は、配管の想定破損による溢水が発生した場合、基準地震動による地震力により耐震B、Cクラスの機器が破損し溢水が発生した場合およびその他の溢水が発生した場合の措置を行う。</p> <p>g. 水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水発生時の措置に関する手順 防災課長は、水密化区画壁のひび割れに伴う少量の漏水が発生した場合に備え、回収手順等をあらかじめ定める。</p> <p>h. 内部漏水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は、原子炉施設に内部漏水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>2.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、2.1 項から2.4 項で定めた計画に基づき、内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p>	<p>c. 運転時間実績管理 安全・防災室長は、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%またはプラント運転期間の1%より小さい)により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>d. 水密扉の閉止状態の管理 当直課長は、中央制御室において水密扉監視設備の警報監視により、水密扉の閉止状態の確認および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。また、各課(室)長は、水密扉開放後の確実な閉止操作および閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>e. タンクの水位管理 安全・防災室長は、防護すべき設備が設置される建屋へ溢水が流入し伝播することを防ぐため、必要なタンクの水位制限を行う。</p> <p>f. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課(室)長は、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>g. 保守管理、点検 (a) 各課(室)長は、火災時に消火水を放水した場合、消火水により防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。 (b) 各課(室)長は、防護すべき設備が没水または被水した</p>	<p>イ. 運転時間実績管理 技術計画GMは、運転実績(高エネルギー配管として運転している割合が当該系統の運転している時間の2%又はプラント運転期間の1%より小さい)により、低エネルギー配管としている系統についての運転時間実績管理を行う。</p> <p>ウ. 水密扉の閉止状態の管理 当直長は、中央制御室等において水密扉監視設備等の警報監視により、必要な水密扉の閉止状態の確認を行う。また、各GMは、水密扉開放後の確実な閉止操作及び閉止されていない状態が確認された場合の閉止操作を行う。</p> <p>エ. 屋外タンクの片側運用の管理 当直長は、防護すべき設備が設置される建屋へ過度の溢水が流入し伝播することを防ぐため、ろ過水タンク及び純水タンクを常時一基隔離し、片側運用とする。</p> <p>オ. 溢水発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各GMは、原子炉施設に溢水が発生した場合は、事象収束後、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>カ. 蒸気漏えいに対する管理 当直長は、原子炉建屋内における所内蒸気系漏えいによる影響の発生を防止するための管理を行う。</p> <p>キ. 排水誘導経路に対する管理 当直長は、排水を期待する設備の状態監視を行う。また、技術計画GMは、排水を期待する箇所からの排水を阻害する要因に対し、それを防止するための管理を行う。</p> <p>ク. 定事検停止時等における運用管理 原子炉安全GMは、定事検停止時等の作業に伴う防護対象設備の不待機や扉の開放等、影響評価上設定したプラント状態の一時的な変更時においても、その状態を踏まえた必要な安全機能が損なわれないよう管理を行う。</p>	<p>①P207(屋外扉(防護扉)は、水密扉監視設備による警報監視でなく、閉状態での鍵管理を実施)</p> <p>③その他(業務所掌の相違) ①P370(運用の相違)</p> <p>①P369(運用の相違) 原子炉建屋に至る配管の上流側にて所内蒸気系(HS)の常時隔離運用を行う。また、RCIC及びHPACの試運転時、HSを使用する場合には、速やかにHSを隔離できる体制を整備する</p> <p>①P371(運用の相違)</p> <p>コメント No. 23 ①P371(運用の相違)</p> <p>②保守管理、点検に関する記載についてTS-47(消火水等の溢水発生時における防護すべき設備への影響確認はオ.に記載防護すべき設備の保</p>

九州電力（株）玄海発電所 （令和2年4月）	四国電力（株）伊方発電所 （令和元年7月）	関西電力（株）大飯発電所 （令和元年9月）	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 （案）	備考
<p>場合、防護すべき設備の要求される安全機能を維持するために、適切な点検を行う。</p> <p>(f) 保守第二課長は、海水ポンプエリア内で溢水が発生した場合に、排水を期待する床ドレンが閉塞しないように、日常点検又は定期点検を行う。</p> <p>(e) 保守第二課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(d) 保守第二課長及び土木建築課長は、浸水防護施設及び防護すべき設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>キ 溢水評価条件の変更の要否確認 防災課長は、設備改造や資機材の持込みにより評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>2.5 定期的な評価 (1) 各第二課長（発電第二課当直課長を除く。）は、2.1項から2.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、2.1項から2.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課（室）長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 電気保守課長、計装保守課長およびタービン保守課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプエリア浸水防止蓋について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保守課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 土木建築課長は、立坑・排水トンネルの排水機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(g) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 (a) 安全・防災室長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。 (b) 安全・防災室長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>2.6 定期的な評価 (1) 各課長は、2.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、2.1項から2.4項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p>2.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(c) 各課（室）長は、防護すべき設備が蒸気環境に曝された場合、防護すべき設備の要求される機能が損なわれていないことを確認するために、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(d) 電気保守課長、計装保守課長およびタービン保守課長は、海水ポンプエリア内およびエリア外の溢水を受けて、海水ポンプエリア内の防護すべき設備が機能喪失しないように海水ポンプエリア浸水防止蓋について、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(e) タービン保守課長は、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(f) 土木建築課長は、立坑・排水トンネルの排水機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理・点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>(g) 各課（室）長は、浸水防護設備および防護すべき設備の要求機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>h. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 (a) 安全・防災室長は、各種対策設備の追加および資機材の持込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。 (b) 安全・防災室長は、消火活動の結果を踏まえ、放水後の放水量の溢水評価に係る妥当性について検証を行う。</p> <p>2.5 定期的な評価 (1) 各課（室）長は、2.1項から2.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課（室）長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課（室）長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>ケ. 保守管理、点検 (ア) 各GMは、配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う配管は、評価結果に影響するような減肉がないことを確認するために、継続的な肉厚管理を行う。</p> <p>(イ) 各GMは、浸水防護施設を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>コ. 溢水評価条件の変更の要否を確認する手順 技術計画GMは、各種対策設備の追加及び資機材の持ち込み等により評価条件に見直しがある場合、都度、溢水評価への影響確認を行う。</p> <p>2.5 定期的な評価 (1) 各GMは、2.1項から2.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。 (2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>2.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 当直長は、溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>守管理は、第107条に基づき実施)</p> <p>②TS-47（設置許可に記載なし）</p> <p>②TS-47（防護すべき設備の保守管理は、「107条 保守管理計画」にて定めていることから、ここでは浸水防護施設の保守管理を記載）</p> <p>③その他（設置許可に記載なし）</p> <p>コメント No.21 の反映に伴う項番号の修正</p> <p>③その他（現行保安規定第17条3項の記載を踏襲）</p>



九州電力(株) 玄海発電所 (令和2年4月)	四国電力(株) 伊方発電所 (令和元年7月)	関西電力(株) 大飯発電所 (令和元年9月)	東京電力HD 柏崎刈羽原子力発電所 (案)	備考
<p>a 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>b 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>c 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>d 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>イ 設備の保管 (7) 各第二課長(土木建築課長及び発電第二課当直課長を除く。)は、可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊、溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。 (4) 保守第二課長は、可搬型重大事故等対処設備等のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>ウ 地震発生時の原子炉施設への影響確認 各第二課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、以下の対応を行うとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。 (7) 各第二課長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (4) 技術第二課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度及び異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4.5 定期的な評価 (1) 各第二課長(発電第二課当直課長を除く。)は、4.1項から4.4項の活動の実施結果について、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、4.1項から4.4項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4.6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各第二課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者及び関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>ア 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下または相対変位による影響</p> <p>イ 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>b. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、以下の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (a) 各課長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物混入がないこと等を確認する。</p> <p>4.5 原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、4.1項から4.4項で定めた計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>4.6 定期的な評価 (1) 各課長は、4.5項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。 (2) 防災課長は、4.1項から4.4項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p>4.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>ア. 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する相対変位または不等沈下による影響</p> <p>イ. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>b. 設備の保管に関する手順 (a) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。 (b) 各課(室)長は、3号炉および4号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</p> <p>c. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順 各課(室)長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、以下の対応を行うとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。 (a) 各課(室)長は、原子炉施設の損傷の有無を確認する。 (b) 当直課長は、使用済燃料ピットにおいて、水面の清浄度および異物の混入がないこと等を確認する。</p> <p>4. 5 定期的な評価 (1) 各課(室)長は、4.1項から4.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、安全・防災室長に報告する。 (2) 安全・防災室長は、各課(室)長からの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課(室)長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課(室)長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p><u>a. 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</u></p> <p><u>b. 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</u></p> <p><u>c. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</u></p> <p><u>d. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設等への影響</u></p> <p><u>イ. 設備の保管に関する手順</u> <u>(ア) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備について、地震による周辺斜面の崩壊・溢水・火災等の影響により重大事故等に対処するために必要な機能を喪失しないよう、固縛措置、分散配置、転倒防止対策等による適切な保管がなされていることを確認する。</u> <u>(イ) 各GMは、7号炉の可搬型重大事故等対処設備のうち、屋外の車両型設備について、離隔距離を基に必要な設備間隔を定め適切な保管がなされていることを確認する。</u></p> <p><u>ウ. 地震発生時の原子炉施設への影響確認に関する手順</u> <u>各GMは、発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合、原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長及び原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>エ. 代替設備の確保</u> <u>各GMは、地震の影響により、安全施設の構造健全性が維持できない場合を考慮して、代替設備による必要な機能の確保、安全上支障のない期間における補修の実施等により、安全機能を維持する。</u></p> <p><u>4. 5 定期的な評価</u> <u>(1) 各GMは、4.1項から4.4項の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行い、技術計画GMに報告する。</u> <u>(2) 技術計画GMは、各GMからの報告を受け、必要に応じて、計画の見直しを行う。</u></p> <p><u>4. 6 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置</u> <u>当直長は、地震の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響をおよぼす可能性があるとして判断した場合は、当該号炉を所管する運転管理部長に報告する。当該号炉を所管する運転管理部長は、所長、原子炉主任技術者及び関係GMに連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p>	<p>③その他(設置許可では、使用済燃料プールの水面洗浄度及び異物混入の確認はないため、記載なし)</p> <p>コメント No. 24</p> <p>③その他(現行保安規定第17条3項の記載を踏襲)</p>